

埼玉県平和資料館指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県県民生活部広聴広報課

令和2年11月16日から募集を開始した埼玉県平和資料館の指定管理者については、埼玉県議会2月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県平和資料館指定管理者について

指定管理者：NPO法人地域環境緑創造交流協会（深谷市）
理事長 外園 惘

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

令和2年11月30日実施説明会 7団体

（2）応募申請団体数

・令和2年12月17日締め切り	2団体
・申請団体の内訳	
NPO法人	1団体
ビル管理会社	1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

1 審査基準

- ① 県民の平等な資料館の利用を確保することができること。
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に資料館の運営を行うことができること。
- ③ 資料館の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

2 審査項目

- ① 申請者の備えるべき要件に適合しているか。
- ② 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ③ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。

- ④ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。
- ⑤ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑥ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑦ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されるか。
- ⑧ 指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。
- ⑨ 自主事業の計画は妥当か。
- ⑩ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。
- ⑪ 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。
- ⑫ 施設の認知度向上や施設設備の長寿命化につながる提案はあるか。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
大野 夏美	公認会計士
田部井 功	私立武南高等学校前校長
塩原 憲孝	東松山市立白山中学校校長
市川 善一	埼玉県県民生活部副部長
田沢 純一	埼玉県広聴広報課長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者2団体中、2団体を第2次審査対象団体としました。

【第2次審査対象の団体内訳】

NPO法人	1団体
ビル管理会社	1団体

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目（配点）		NPO法人 地域環境緑 創造交流協会	A団体
県の施設としての役割を適切に担えるか	25点	19点	20点
利用者本位の柔軟なサービス	50点	43点	42点
平等利用確保への配慮	25点	19点	18点
効果的かつ効率的な管理	50点	36点	36点
法人等の経営基盤は安定しているか	50点	34点	42点

個人情報取扱いの適正性の確保	25点	20点	20点
算出した委託料（見積り）は適切か	150点	113点	106点
自主事業の計画は妥当か	50点	39点	36点
県内中小企業者、環境、障害者雇用への配慮	25点	19点	19点
危機管理方針及び具体策は適切か	25点	20点	21点
施設の認知度向上・長寿命化	25点	21点	20点
合計点	500点	383点	380点

○ NPO法人地域環境緑創造交流協会の選定理由

県からの委託料を抑えるとともに、多くの新規事業提案があり、新たな視点で平和資料館を運営していくことが期待できる。

○ （参考）選定委員の主な意見

団体名	意見
NPO法人 地域環境緑 創造交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ・提案は斬新なものがあり、平和資料館に新しい風が入る。 ・入館料を取る提案であったが、県からの委託料を抑えるだけでなく、様々な新しい事業提案があった。 ・有料化すると来館者減につながることを懸念されるため、自主事業などを通じて来館を促す取組をしっかりとやってもらう必要がある。
その他の団体 に対する 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・提案はこれまでやってきた範囲を超えないものである。 ・県からの委託料を抑える努力が欠けている。

5 NPO法人地域環境緑創造交流協会の提案の概要

(1) 基本方針

平和を継続することの難しさを県民協働の事業として発展させ、平和資料館に所蔵されている資料を多くの人々に利用してもらい平和な社会を築く。

5つの質の高いサービス提供の基本方針を掲げる。

- ①安全で快適な施設環境の提供
- ②高い公益性の発揮
- ③平等・公平・公正な管理運営
- ④効率的、効果的な管理運営
- ⑤信頼される管理運営

(2) サービス向上策等

- ・ ホームページの運営を行うとともにフェイスブック、ツイッター等により情報発信する。
- ・ アンケート等により利用者ニーズを把握し、P D C Aサイクルにより利用者サービス向上の取組フローを実施する。
- ・ 公民館・スポーツ店等でポスター掲示、駅・バスでの広告、テレビ等への情報の投げかけ、広告掲載の活用を検討する。
- ・ 長期修繕計画を立案し、積極的な修繕を提案する。

(3) 業務体制、人員配置

- ・ 責任者1名、副責任者1名、受付事務3名、清掃3名。

(4) 利用料金に関する考え方

- ・ 原則、条例に定める範囲内で有料とする。
- ※ これまで8年間を無料としてきたことから、入館料の有料化について利用者や県民の声を丁寧に聞く必要があり、4月以降、来館者アンケート等で意識調査を実施し、その結果を踏まえて、可否を決定する。仮に有料とする場合は、利用者に混乱が生じることのないよう、周知期間をしっかりと確保する。

(5) 個人情報の取扱い

- ・ (一財)日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークに則った管理体制で取り組む。
- ・ 全スタッフを対象に研修を実施する。
- ・ 紙媒体書類、パソコン等のセキュリティ対策を行う。

(6) 危機管理体制

- ・ 災害発生時は、危機管理責任者の下に現地事故対策本部を設置する。
- ・ 消防計画を作成し、消防訓練や避難訓練等を行う。
- ・ 防犯対策マニュアルを策定する。

(7) 自主事業

- ・ 既存事業(映画会、クイズラリー、ウインターナイトミュージアム、こども動物自然公園との連携企画)は継続し、新たに28事業(オリジナルキャラクター・ロゴの立ち上げ、ボランティアを活用した地域との連携事業、施設の地の利や自然の良さを生かした環境学習体験など)を加え、施設の活性化を図る。

【参考】

令和2年7月7日から募集を開始した埼玉県平和資料館の指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等については、次のとおりです。

ビル管理業者（共同事業体）及び不動産コンサルタント業者の2団体から申請がありましたが、ビル管理業者の構成員が二次審査後に県の入札参加停止措置となったことから申請の要件を欠くこととなり、また、候補者となった不動産コンサルタント業者から辞退の申し出があり、再度、募集することとなりました。

1 応募の状況について

(1) 現地説明会への参加団体数

令和2年7月27日実施説明会 7団体

(2) 応募申請団体数

- ・令和2年8月31日締め切り 2団体
- ・申請団体の内訳
 - 不動産コンサルタント業者 1団体
 - ビル管理業者（共同事業体） 1団体

2 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

1 審査基準

- ① 県民の平等な資料館の利用を確保することができること。
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に資料館の運営を行うことができること。
- ③ 資料館の設置目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

2 審査項目

- ① 申請者の備えるべき要件に適合しているか。
- ② 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ③ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ④ 県民の平等利用確保への配慮がされているか。
- ⑤ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ⑥ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑦ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されるか。
- ⑧ 指定管理業務に係る県の委託料（算出した額）は適切な額か。
- ⑨ 自主事業の計画は妥当か。
- ⑩ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。

- ⑪ 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。
- ⑫ 施設の認知度向上や施設設備の長寿命化につながる提案はあるか。

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
大野 夏美	公認会計士
田部井 功	私立武南高等学校前校長
塩原 憲孝	東松山市立白山中学校校長
市川 善一	埼玉県県民生活部副部長
田沢 純一	埼玉県広聴広報課長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

○ 審査結果

応募者2団体中、2団体を第2次審査対象団体としました。

【第2次審査対象の団体内訳】

- 不動産コンサルタント業者 1団体
- ビル管理業者（共同事業体） 1団体

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

○ 審査結果

審査項目（配点）		団体 a (二次審査後失格)	団体 b (選定後辞退)
県の施設としての役割を適切に担えるか	25点	18点	16点
利用者本位の柔軟なサービス	50点	38点	34点
平等利用確保への配慮	25点	19点	17点
効果的かつ効率的な管理	50点	37点	32点
法人等の経営基盤は安定しているか	50点	38点	28点
個人情報取扱いの適正性の確保	25点	20点	19点
算出した委託料（見積り）は適切か	150点	102点	90点
自主事業の計画は妥当か	50点	34点	34点
県内中小企業者、環境、障害者雇用への配慮	25点	18点	16点
危機管理方針及び具体策は適切か	25点	21点	17点

施設の認知度向上・長寿命化	25 点	18 点	14 点
合計点	500 点	363 点	317 点